阿久根大島行渡船費等補助金

阿久根大島の周年観光の実現を図るため、阿久根大島への渡船事業を営む者への燃料費及び乗客の渡船費の一部を補助します。

補助対象者

次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 海上運送法第3条第1項の許可又は同法第18条第1項の認可を受け、阿久根市内において阿久根大島への一般旅客定期航路事業を営んでいること。
- (2) 市内に住所又は事務所、店舗もしくは事業所を有すること。
- (3) 市税等(市税その他納付すべき市の歳入をいう。)を滞納していないこと。

補助対象者の認定申請

補助金の交付を希望する場合、まずは補助対象者としての認定を受ける必要があるため、次の書類を提出してください。

- (1) 阿久根大島行渡船費等補助対象者認定申請書(別記第1号様式)
- (2) 運航計画書(別記第2号様式)
- (3) 一般旅客定期航路事業の許可書又は譲渡譲受認可書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

補助対象事業・補助対象期間

補助対象者の認定を受けた者が次の期間において、提供する渡船を伴う役務が補助の対象となります。

【補助対象期間】

認定日から11月30日まで(7月1日から8月31日までを除く。)

補助金の額

補助金の額は、次の表に掲げるものの合計額となります。

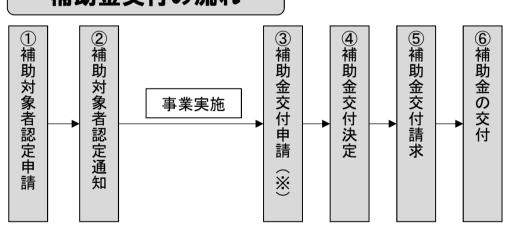
補助金の区分	補助金の額
渡船費補助	渡船に係る運賃の2分の1以内の額(上限:500円/人) ※10円未満の端数切捨て
燃料費補助	乗客を乗せて運航した日数に1万円を乗じて得た額 (上限:10万円/月)

補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとするときは、次の書類を提出してください。

- (1) 阿久根大島行渡船費等補助金交付申請書 (別記第4号様式)
- (2) 阿久根大島行渡船費割引利用申込書兼計算書(別記第5号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類
- ※ 上記(2)は、乗客のかたが記入する欄があります。





※ 補助金の交付申請は月ごとの申請となるため、当月分を翌月10日まで に申請してください。

お問い合わせ先

阿久根市役所商工観光課観光推進係

電 話:0996-73-1114(直通)

メール: kankosuishin@city.akune.kagoshima.ip